

地共済人間ドックQ&A

R8.4.1更新

★地共済人間ドックに関する質問は⇒098－866－2127(給付福利班)

Q.	4月から会計年度任用職員になるのですが、地共済人間ドックを受けられますか？
A.	はい。4月1日時点で組合員の資格があり、対象年齢に該当していれば受けられます。 なお、4月2日以降に組合員となった方は、対象外となりますので、資格取得日を必ずご確認ください。 (申請期間中に資格取得手続き中であれば問題ありませんが、受診の際には資格が確認できるものの提示が必要です)
Q.	3月末で退職して再任用になるのですか、地共済人間ドックを受けられますか？
A.	はい。4月1日時点で組合員の資格があり、対象年齢に該当していれば受けられます。
Q.	3月末で退職して任意継続組合員になるのですが、地共済人間ドックを受けられますか？
A.	任意継続組合員は対象外ですので受けられません。
Q.	申請は必ず電子申請サービスを利用するのですか？
A.	はい。庁内LANがつながっていないなくても、インターネット環境があれば自宅のパソコン、スマートフォンから申請できます。どうしてもインターネット利用環境がない場合は、紙の申請書を職員厚生課代表端末メールアドレス(aa004006@pref.okinawa.lg.jp)宛てにメールに添付して提出してください。
Q.	電子申請サービスから返信がきたメール内のURLが開かないのですが…
A.	申請フォームは以下2種類ありますので、間違いの無いようお願いします。 ①県のメールアドレス(~@pref.okinawa.lg.jp)から申請する方 ⇒LGWAN回線用の申し込みフォームから申請をお願いします。 ②上記以外のメールアドレスから申請する方 ⇒インターネット回線用の申請フォームから申請をお願いします。
Q.	「特定保健指導」を受けることに「同意」しなければならないのはなぜですか？
A.	地共済人間ドック事業の実施目的は、「組合員及び被扶養配偶者の健康維持及び増進をはかる」とこと、「医療費が増えることを抑制する」ことです。人間ドックを受診した後に、その結果から自身の健康状態を知り、生活習慣をふり返ったり、見直したりすることが重要です。そのために、健診結果から特定保健指導の対象となった場合は、必ず受けていただきますようお願いします。

Q.	<p>受診許可が届かないのですが・・・</p> <p>受診許可通知は基本的に電子申請システムで申請いただいた方には、入力いただいたメールアドレスあてに送ります。メールが届かない場合は、メールアドレスが間違っているかまたは迷惑メール等設定によるものの可能性がありますので、ご注意ください。紙で申請した方には、紙で受診許可を職場あてに送付します。(5月4週目頃)</p>
A.	<p>医療機関への変更連絡を各自で行ってください。 日にちのみの変更は地共済への連絡は必要ありません。</p> <p>変更前の日にちの許可証であってもそのまま利用できます。医療機関が違う場合は地共済までご連絡ください。</p>
Q.	<p>予約した医療機関を変更(キャンセル)したいのですが・・・</p> <p>申請期間内の場合は、医療機関への変更連絡を各自で行ったあと、電子申請システムの申請画面に再度アクセスし修正を行ってください。</p>
A.	<p>申請期間を過ぎてからの医療機関変更はなるべく控えていただきたいですが、業務の都合等によりどうしても変更が必要な場合は、医療機関の空き状況確認、予約及びキャンセル連絡を各自で行った上で、地共済まで変更内容をご連絡ください。</p>
Q.	<p>地共済人間ドックの結果は地共済に提出する必要がありますか？</p>
A.	<p>必要ありません。実施した医療機関からデータで地共済が受け取るシステムになっています。被扶養配偶者も同様です。</p>
Q.	<p>地共済人間ドックを受け、職場の定期健康診断も受けることはできますか？</p>
A.	<p>地共済人間ドックと職場の定期健康診断(事業主健診または雇入時健診)の重複受診はできません。重複受診した場合は、法律により事業主健診が優先されますので地共済人間ドックは全額自己負担となります。(被扶養配偶者も同様です)</p>
Q.	<p>地共済人間ドックを受け、地共済のがん検診等事業も受けることはできますか？</p>
A.	<p>地共済人間ドックと地共済がん検診等事業の重複受診はできません。重複受診した場合は、地共済がん検診等事業の受診費用が全額自己負担となります。なお、職場の定期健康診断を受診した方は、地共済がん検診等事業の受診が可能です。</p>

(実施期間中、随時更新します)